

図-1 換気設備等の作動の状況、物品の放置の状況について

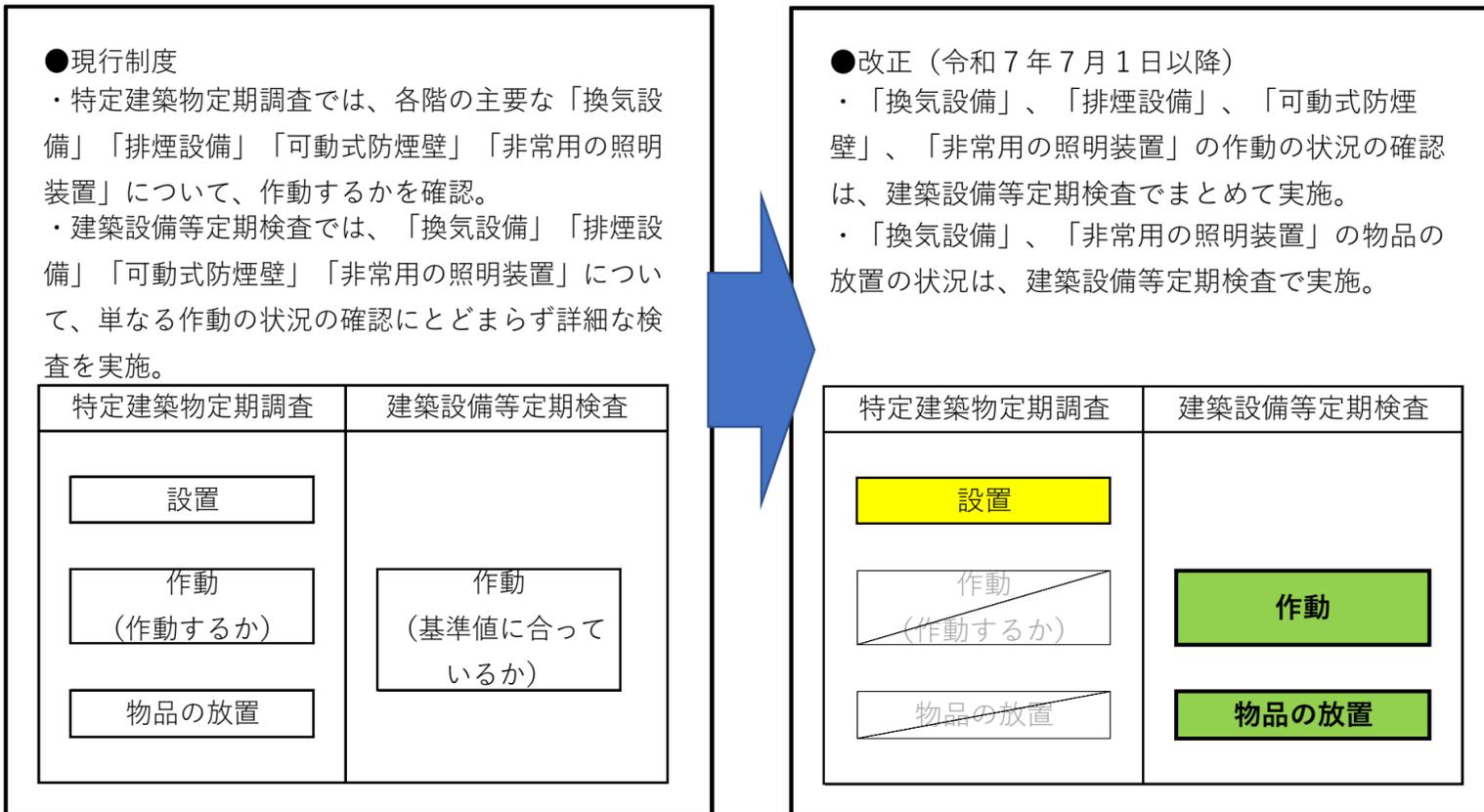
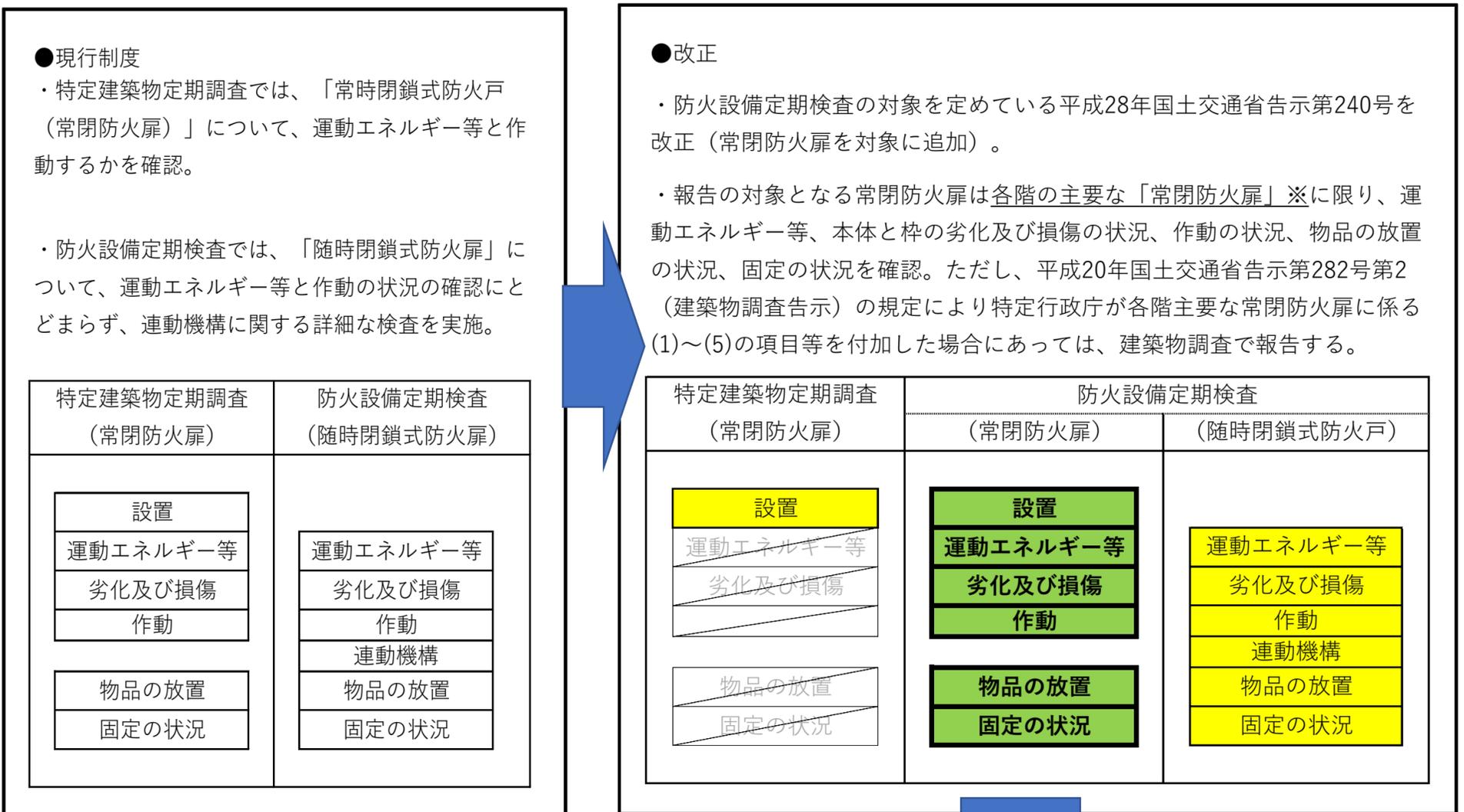


図-2 常閉防火扉の取り扱いについて



※各階の主要な「常閉防火扉」とは、次の①～⑤のとおりとなります。

- ① 避難経路に設けられたもの
- ② 吹き抜けに面して設けられたもの
- ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
その他安全上必要なものとして
- ④ 前回の検査時に検査しなかったもの
- ⑤ 前回の検査時に指摘のあったもの

●盛岡市の取り扱い（令和7年7月1日以降）

盛岡市建築基準法施行細則を改正し、各階の主要な「常閉防火扉」※は、建築物調査での報告となります。

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査 (随時閉鎖式防火戸)
設置	
運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動
	連動機構
物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況